

地方創生の取組について

平成27年10月30日
まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H26年>

- ・出生率:9年ぶりに低下、1.42
- ・年間出生数:過去最低約100万人

②東京一極集中が加速

<H26年>

- ・東京圏への転入超過は約11万人(3年連続増加)

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・地方経済は雇用面は改善、消費回復に遅れ
- ・生産性などで大きな格差



◎地方創生は、総合戦略策定から事業推進の段階へ

(26年度)

(27・28年度~)

総合的な施策メニュー整備

国の「総合戦略」の策定

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

【長期ビジョン】

- 2060年に1億人程度を確保
- 2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持

【総合戦略】

- 2015年から5カ年の戦略
- 4つの基本目標設定と政策パッケージの策定



具体的な事業の本格的推進

「地方版総合戦略」の策定と推進

まち・ひと・しごと創生基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)

①「稼ぐ力」を引き出す

(生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築)

②「地域の総合力」を引き出す

(頑張る地域へのインセンティブ改革)

③「民の知見」を引き出す

(民間の創意工夫の最大活用)

地方創生における主な取組

I 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカル・アベノミクスの実現

○ローカルイノベーション

○ローカルブランディング

○ローカルサービスの生産性向上

○人材の地方還流

II 地方への新しいひとの流れをつくる

○「生涯活躍のまち(日本版CCRC)構想の推進

○政府関係機関の移転

III 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

IV 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

○「小さな拠点」の形成

○コンパクトシティの形成

○東京圏問題への対応

<地方の主体的な取組への多様な支援>

○情報支援

・地域経済分析システム (RESAS)

○人材支援

・地方創生人材支援制度
・地方創生コンシェルジュ

○財政支援

・「新型交付金」の創設等
・税制改正(地方創生応援税制の創設等)

I 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカル・アベノミクス

ローカルイノベーション

ローカルブランディング

サービスの生産性向上

人材の地方還流

ローカルアベノミクスの
関する論点・事例検討

地域しごと創生会議(仮称)
(地方でのイノベーション・ブランディング・サービス生産性向上・
対内直投促進・まちづくりの観点から、経済団体関係者や地方公
共団体首長らを交え、ローカルアベノミクスの推進方針を明確化)

プロフェッショナル人材戦略センター設立、全国協議会設立

REVIC子会社設立

REVIC子会社稼働

地方創生人材育成プラン策定

REVIC子会社・プロ人材セ
ンター本格稼働、
創生人材プラン稼働開始

総合戦略の改訂

II 地方への新しいひとの流れをつくる

「生涯活躍のまち
(日本版CCRC)」

政府関係機関移転

有識者会議の報告取りまとめ

制度化、モデル事業推進

有識者会議設置、地方提案の検討・評価

移転基本方針決定

III 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

地域アプローチ

「地域指標」の公表、地域における少子化対策・働き方改革の推進

IV 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

小さな拠点

地域再生計画認定、地域住民主体の推進体制形成

コンパクトシティ

まちづくりに関するKPIの策定

地方公共団体の取組支援

東京圏問題

一都三県連絡会議を開催し、東京圏の少子高齢化問題対応に関し協力・連携体制構築

V 多様な支援

情報支援

第二期開発②

人的支援

市町村による派遣希望提出

人材マッチング

財政支援(新型交付金等)

スキーム設計、地方公共団体への情報提供

(参考) まち・ひと・しごと創生法の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念 (第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略(閣議決定)
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日(平成26年11月28日)。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

ローカルアベノミクスの実現に向けて

- 若者人材の流出、地域に閉じた資金循環など、地域経済は、人材・資金両面から内部に完結した経済運営をしており、日本経済全体のダイナミズムとの相乗効果も得られていない。
- 産業・金融が一体となって、以下の取組を進めることにより、地域に、生産性の高い競争力ある事業・産業を回復し、人材、資金はもとより技術、情報などが、地方の隅々まで、自由闊達に行き交う活力ある日本経済を作る。

これを実現する

- ❖ **枠組み**
 - 官民協働スキーム
 - 地域間連携の促進
- ❖ **担い手**
 - 地方創生の事業推進主体の形成
 - 中核的人材確保・育成
- ❖ **圏域**
 - 広域圏域から集落生活圈まで

ローカル・イノベーション

- 世界に通じる地域発のイノベーション
- 地域発グローバルトップ技術の発掘育成

ローカル・ブランディング

- 地域資源の価値を高めるブランディング
- 日本版DMO(※)を核とする観光地域・ブランドづくり

ローカル・サービス生産性向上

- 暮らしを支えるサービスの生産性向上
- 「サービス産業チャレンジプログラム」の実施

「地域しごと創生会議(仮称)」の設置

- 目的
 - まち・ひと・しごと創生会議の下、地方創生の第二ステージへと進むため、官民が力を合わせて、地域経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていく観点から、その基本的な取組方針を明らかにするため、「地域しごと創生会議(仮称)」を開催する。
- 時期
 - 11月中に第1回目を開催する予定。

※様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体(Destination Management/Marketing Organization)。

特に産業・金融が一体となって、「稼ぐ力」の向上に取り組む。

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想 【有識者会議において検討中】

◎東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す

1. 東京圏をはじめ高齢者の住み替えの支援

- ・移住希望者に対しきめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。
- ・東京圏からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者が近隣から「まちなか」に移り住むケースも。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康づくりとともに、就労・社会活動・生涯学習への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域社会（多世代）との協働

- ・地域社会に受け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、終末期まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

| 従来の高齢者施設等 | | 「生涯活躍のまち」構想 |
|--------------------|--------|----------------------------------|
| 主として要介護状態になってから選択 | 居住の契機 | 健康時から選択 |
| 高齢者はサービスの受け手 | 高齢者の生活 | 仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割） |
| 住宅内で完結し、地域との交流が少ない | 地域との関係 | 地域に受け込んで、多世代と協働 |

◎8月25日に「中間報告」⇒年末に「最終報告」

◎今年度中に第1次のモデル事業を選定

※米国等では、高齢者が健康時から介護・医療が必要な時期まで、継続的なケアを受けながら、生涯学習や社会活動に参加できる地域共同体（Continuing Care Retirement Community）が普及

政府関係機関の地方移転

■ 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の自主的な取組を支援し、地方の提案を踏まえ、地方創生に資する政府関係機関(独立行政法人を含む。)の移転を図る。

施策のイメージ

地方からの提案

地方創生に資すると考えられる試験政府関係機関(独立行政法人を含む)について、誘致するための整備案を付して提案

まち・ひと・しごと創生本部での検討

有識者会議の意見聴取
必要性や効果を検証して、適当とされた機関について移転等を決定

政府関係機関の移転の取組

全国各地への移転

スケジュール

2015年3月

機関誘致の提案を募集開始。

- ・なぜそこなのか。
- ・同等以上の機能が発揮できるか。
- ・条件整備の案(肥大化防止)

2015年8月

地方からの「誘致条件整備案を付した提案」期限。70機関について提案(※)。

2015年12月

地方提案に対する評価と対応方針案についての考え方のとりまとめ

2016年3月

まち・ひと・しごと創生本部で移転等機関の決定(可能なものは前倒しで実施)。

2016年4月以降

移転等に向けた具体的な取組の実施。

※42道府県及び1市から提案。東広島市が提案した東京都北区にある(独)酒類総合研究所東京事務所の東広島市にある同研究所本部への移転について、平成27年6月30日のまち・ひと・しごと創生本部で決定。

「地域アプローチ」の推進

◎出生率や出生率低下要因、「働き方」等に大きな地域差

- ◆合計特殊出生率：東京都1.15⇔沖縄県1.86 豊島区（東京都）0.81⇔伊仙町（鹿児島県）2.81
- ◆第一子の平均出産年齢：東京都32.2歳⇔福島県29.0歳
- ◆週60時間以上働く雇用者の割合（H24）：東京都11.2%⇔鳥取県、沖縄県7.1%

地方の特性に応じた対策（「地域アプローチ」）の展開が重要

◎地域の「見える化」の推進 — 「地域指標」の公表—

- ・出生率に関する各指標や「働き方」の実態を地域別に分析した「地域指標」を公表

◎地域の実情に応じた「働き方改革」の推進

- ・地方公共団体がリーダーシップを発揮し、地域の関係者等が連携して取り組むことを支援

◎地域の先駆的・優良事例の横展開

- ・地域においては、働き方改革をはじめ独自の取組を推進しているところ（※）がある。こうした先駆的・優良事例の横展開を図る

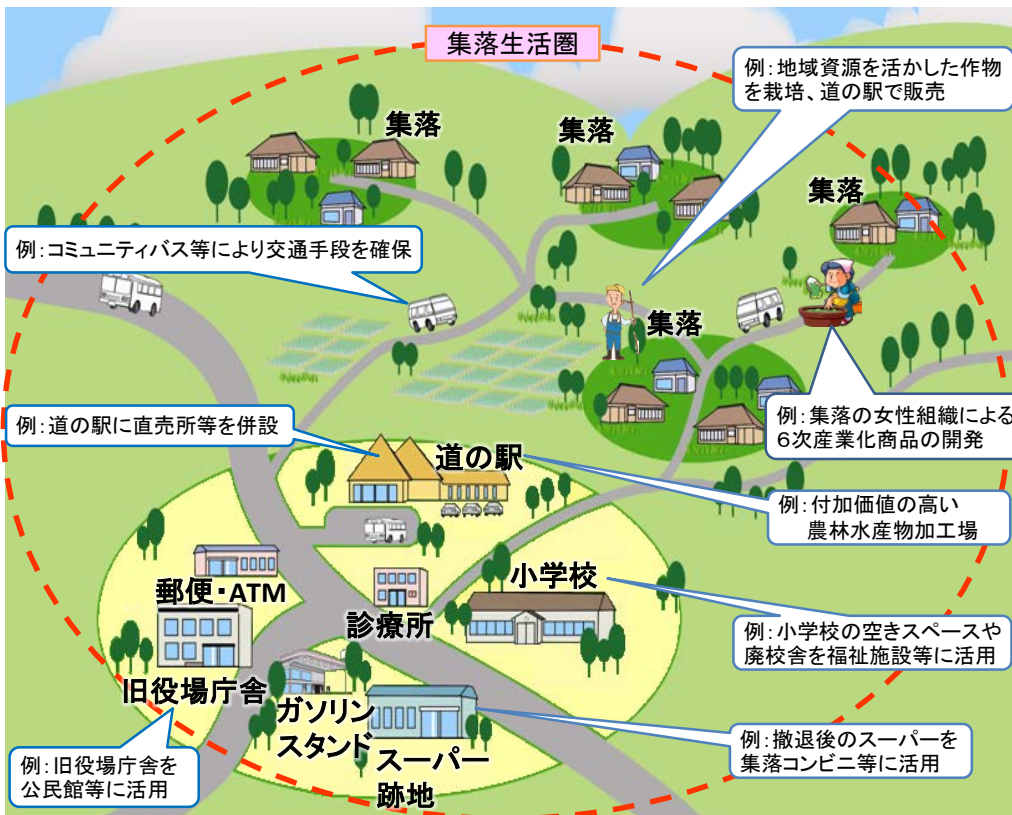
※福井県は、平成23年度から全国に先駆けて「企業子宝率（従業員の子ども数の指標）」の調査を県内事業所を対象に実施、企業子宝率と子育て支援の取組がともに評価できる企業を選定（県の補助事業選定、融資優遇等）

「地域アプローチ」の展開のため、地域少子化対策検証プロジェクトを立ち上げ、これまで2回開催（9月30日及び10月22日）し、地域指標等を公表したところ。年内を目途に、少子化対策・働き方改革の「地域事例」を取りまとめる予定。

「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らが主体的に地域の将来プランを策定。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）を図る。【地域再生法改正H27.6成立】
- ◎「小さな拠点」の普及を推進するため、都道府県や市町村への説明会の開催を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立等を推進。

取組イメージ



意識の喚起

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定
- ・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

- 地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成
- ・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

- 日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

- 地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- 各種の都市機能がアクセスしやすく利便性の高いものとなるよう整合性をもって配置されるとともに、人と企業を集積し、「密度の経済」の実現による「地域の稼ぐ力」の向上に資するため、都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成に当たっては、公共施設の再編、医療・福祉、中心市街地の活性化等の関連施策との連携の下、総合的に取組を進める。
- 「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、関係省庁が一体となって市町村の取組に対する支援を実施してきたところであり、今後はモデル都市の形成と横展開により、取組の裾野の拡大を図る。

市街地の拡散・人口減少

低密度な市街地の拡散

公共交通の利用者減少による事業者の経営悪化

福祉・医療・商業等の都市機能が維持困難

公共交通サービスの水準低下

低密度に拡散した市街地

いずれのバス路線も低頻度の運行回数

マイカーが主要な移動手段

中心駅

拠点エリア

公共交通空白地域

コンパクトシティ + ネットワーク

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築

都市の持続可能性が確保

持続安定的な公共交通事業の確立

拠点エリアへの医療・福祉・商業等の都市機能の誘導

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

公共交通沿線への居住の誘導

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

歩行空間や自転車利用環境の整備

乗換拠点の整備

デマンド型乗合タクシー等の導入

立地適正化計画

地域公共交通再編実施計画

連携

好循環を実現

東京圏の高齢化・少子化への対応

◎高齢化への対応

○今後10年間(2025年まで)で東京圏は後期高齢者が175万人(全国の1/3)増加

◆このままだと東京圏全域で要介護高齢者収容能力(介護施設等)不足へ

◆医療介護人材の確保(2010⇒2025年で80~90万人増)が大きな課題
⇒地方からの人材流入が進む

○東京圏の総合戦略(「高齢化」や「少子化」対応)は日本全体に大きな影響を与える

◎東京圏の「高齢者医療・介護・住まい」の総合的・広域的な対応

◎高齢者の地方住み替え支援

◎少子化への対応

○東京圏への若年層(特に若年女性)の転入が続いている

◆地域によって出生率は大きく異なる

◆東京のように、若年女性の転入が多い地域の出生率の動向が日本全体の少子化の動向に大きな影響

◎地域特性に即した少子化対策

・「待機児童対策」の推進

・上記とともに、「働き方改革」(ワークライフバランス)の取組が重要

東京圏の高齢化・少子化への対応等に関し情報・意見交換を行うため、一都三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)の地方創生に関する連絡会議を設置し、これまでに3回(6月2日、8月19日、10月19日)開催。一都三県が連携・協力して行う具体的な取組の方向性について取りまとめたところ。

支援の拡充

■情報支援

○地域経済分析システム（RESAS）

- ・一つのシステムで分かりやすく見える化
- ・今後も地方公共団体による活用を支援、新たなデータ分野の追加、国民への周知・普及

■人的支援

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間長期化、民間人材の募集拡大を検討

○「地方創生人材プラン（仮称）」

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援

○新型交付金

- ・「新型交付金」を創設し、官民協働・地域間連携の促進、政策間連携、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政措置）

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（27年度1.0兆円）

○地方創生関連補助金等改革

- ・適切なKPIやPDCAサイクルの整備、手続きのワンストップ化等による縦割りの弊害防止

地方創生関連の予算措置等について

①地方創生先行型交付金(平成26年度補正予算) 1,700億円

- しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すため、地方創生先行型交付金(1,700億円)を措置
- 「地方版総合戦略」を策定・推進する地方公共団体に対し、自主的・主体的な事業設計と併せて、客観的な指標の設定やPDCAサイクルの確立を求める「新型交付金」について、平成28年度からの本格実施に向けて検討し、成案を得る

②まち・ひと・しごと創生事業費(平成27年度地方財政計画) 1.0兆円

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上
- 平成28年度以降については、地方法人課税の偏在是正を進めること等により恒久財源を確保しつつ、期間については少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、規模については継続的に少なくとも1兆円程度の額を維持できるよう安定的な確保に努める

③総合戦略等を踏まえた個別施策(平成27年度当初予算) 7,225億円

※ 先行的支援として補正予算において措置した3,275億円と合わせると1兆円超

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標別の内訳は以下の通り
 - i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする： 1,744億円
 - ii) 地方への新しいひとの流れをつくる： 644億円
 - iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる： 1,096億円
 - iv) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する： 3,741億円

(注) 上記の計数には特別会計による予算措置も含めている

地方創生関連概算要求（平成28年度当初予算）等について

① 地方創生の深化のための新型交付金

1,080億円

○ 従来の「縦割り事業」を超えた取組を支援

① 先駆性のある取組

・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例：ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点等

② 既存事業の隘路を発見し、打開する取組（政策間連携）

・既存制度に合わせて事業を行うのではなく、地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③ 先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

○ 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により、1,080億円（事業費ベースで2,160億円）を要求・要望

② まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

1兆円

○ 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上

○ 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持

③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（平成28年度当初予算概算要求）

7,763億円

※①の新型交付金を除く。ただし、特別会計による予算措置も含む。

○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標別の内訳は以下の通り

i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

: 2,191億円

ii) 地方への新しいひとの流れをつくる

: 772億円

iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

: 1,064億円

iv) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

: 3,736億円

④ 税制改正要望

○ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設や企業の地方拠点強化税制の拡充を含め、内閣官房及び関係府省庁から税制改正を要望

地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)に係る先駆的事業分(タイプ I)の状況

都道府県及び市区町村が実施する、他の地方公共団体の参考となる先駆的事業に対し、国が交付金を交付し、地方版総合戦略に関する優良施策を支援。

事業の先駆性については、以下の観点から評価。

- ①政策間連携(関連する施策をパッケージ化し、利用者から見てワンストップ化を目指すものであること)
- ②地域間連携(広域に連携して同一事業を実施するものであること)
- ③官民協働(民間事業者やNPO等との官民協働で実施するものであること)
- ④事業推進主体の形成(有効な事業実施体制を伴うものであること) など

～ 交付対象事業の概要(上乘せ交付分)～

| 分野 | 交付対象事業数(件) | | | 交付予定額(億円) | | |
|-----------|------------|--------------|--------------|-----------|--------------|--------------|
| | | うち、 都道府県分 | うち、 市区町村分 | | うち、 都道府県分 | うち、 市区町村分 |
| 人材育成・移住分野 | 156 | 36 | 120 | 47 | 22 | 25 |
| 地域産業分野 | 104 | 30 | 74 | 40 | 24 | 16 |
| 農林水産分野 | 153 | 35 | 118 | 56 | 30 | 25 |
| 観光分野 | 189 | 39 | 150 | 69 | 25 | 44 |
| まちづくり分野 | 108 | 13 | 95 | 25 | 6 | 19 |
| 合計 | 710 | 153 | 557 | 236 | 107 | 129 |

【特徴的な取組事例】

1. 政策間連携によるワンストップ化

○島根県浜田市(はまだし)『シングルペアレント受入事業』
(交付予定額: 8,629千円)
-就業支援、養育費や住宅費への助成など、介護サービスに従事するひとり親に対する移住支援策をワンストップ化して包括的に提供

2. 広域の地域間連携

○福岡県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県『九州・山口発ベンチャー支援プラットフォームの構築』
(交付予定額: 10,165千円)
-九州全県と山口県、沖縄県で広域的に連携して行うビジネスプランの発表からアフターフォローまでのベンチャー支援の事業

○北海道洞爺湖町(とうやこちょう)、豊浦町(とようらちょう)、壮瞥町(そうべつちょう)『洞爺湖有珠山ジオパーク資源を活用したDMO観光地域づくりの連携事業』(交付予定額: 94,384千円)
-ジオパークを核とした日本版DMOづくりを目指した3町村連携事業

3. 官民協働

○山口県『創業するなら山口県推進事業』
(交付予定額: 109,121千円)
-山口県、地元金融機関、地元企業が共同出資し、女性創業者の応援のためのコンサルティング会社を立ち上げる事業

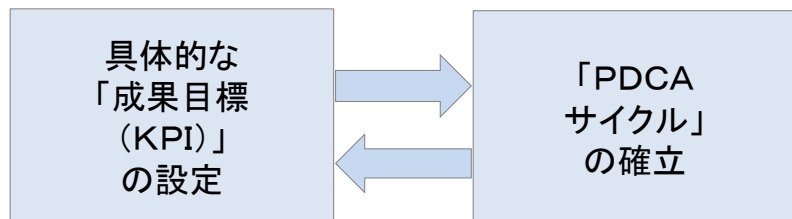
○石川県輪島市(わじまし)『新交通システムでつなぐ漆の里×生涯活躍のまちづくりプロジェクト』(交付予定額: 49,580千円)
-官民協働によって、伝統産業である漆器でまちを彩りながら、既存のコンパクトに集約された市街地を活用した生涯活躍のまちづくり事業

地方創生の深化のための新型交付金

28年度概算要求額 各府省合計 **1,080億円**【うち優先課題推進枠307億円】（新規）
（事業費ベース 2,160億円）

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

①先駆性のある取組

- ・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等

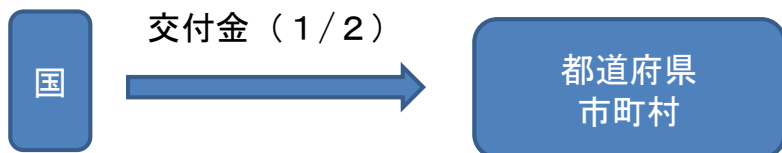
②既存事業の隘路を発見し、打開する取組(政策間連携)

- ・地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

● 地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆ローカルイノベーション

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等を通じて地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆サービス生産性の向上等

- ・地域におけるサービス産業の生産性の向上のため、地域金融機関、商工会議所等との連携強化を図る。また、事業者と支援人材とのマッチング等を行う。
- ・対内直接投資の拡大に資するよう、地域におけるビジネス環境の改善、新陳代謝や標準化の促進を図る。

◆生涯活躍のまち(日本版CCRC)/移住促進

- ・生涯活躍のまち(日本版CCRC)の創設により、高齢者の移住・住み替え支援、就労、生涯学習、社会参加の確保や地域コミュニティの形成に資する取組と併せて、地域への移住を促進する施策を総合的に行う。

◆「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化

- ・「小さな拠点」等を核に、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、自立的な集落の実現を目指す。

◆ローカルブランディング/DMOを核とした観光振興

- ・地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向けて、必要な人材・資金等を域外から呼び込むとともに、地域商社的な機能を有した新たな推進体制の形成等を通じ、販路の開拓に向けた環境整備を行う。
- ・広域観光戦略の実現に向け、多様な関係者の協働及び地域間連携を引き出し、日本版DMOを確立する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・今後、地域において、地方創生を担う様々なタイプの専門人材が求められることから、産学官等と連携した、地方創生に向けた取組の核となる人材の育成・確保を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・出生率向上の取組の一環として、20～30代の子育て世代の雇用者等をターゲットとした長時間労働の見直しなど働き方改革に官民が協働して取り組む。

◆コンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・一定の地域に人と企業を集積する「密度の経済」を実現するため、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組の連携の促進と、その戦略的な運営に取り組む。

※ 上記の事業例は現時点のものであり、今後、関係各府省庁の参画を得ながら、先駆的な事業例の具体化を進める。

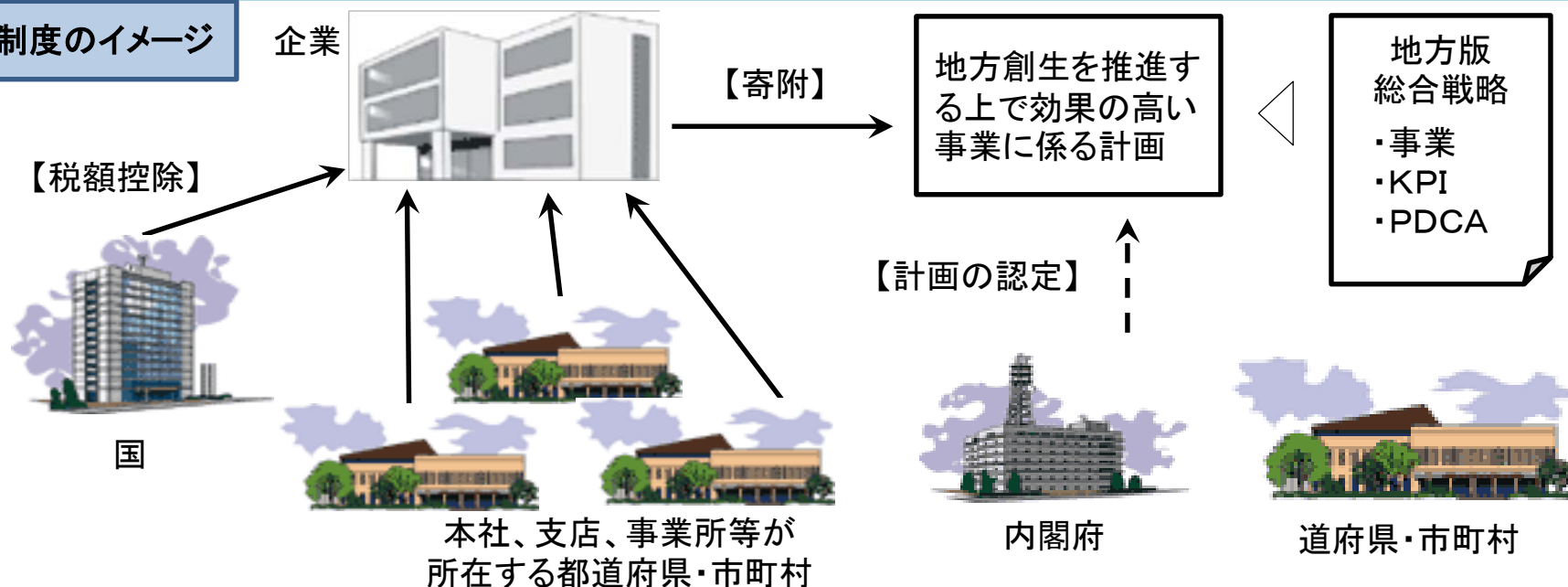
地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

地方公共団体(※1)が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ(※2)、地方創生に取り組む地方を応援する。

(効果)

- ・ 企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・ 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進
- ・ 本社機能の移転促進税制の補完

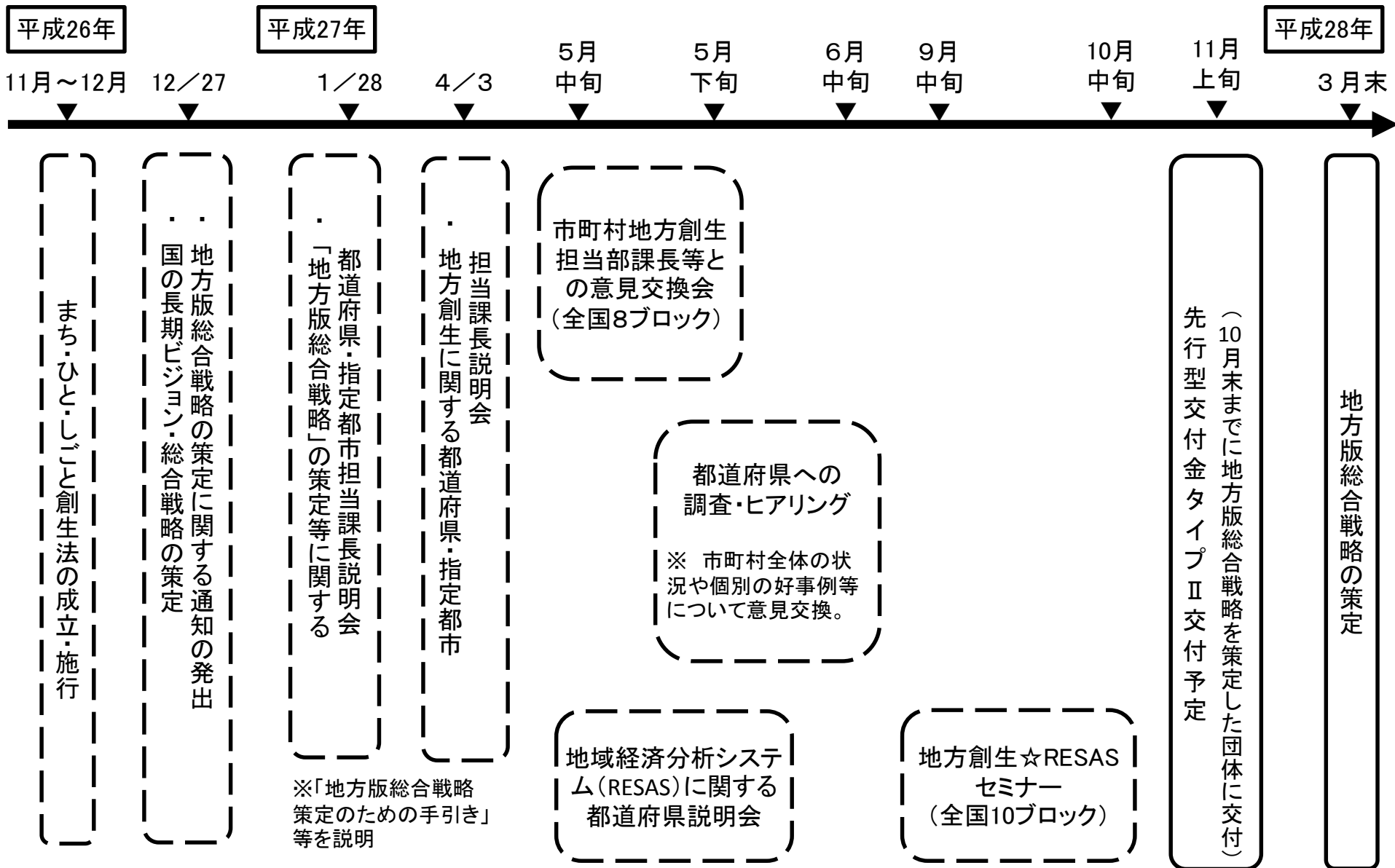
制度のイメージ



※1 東京都及び特別区など財政力の高い地方公共団体や、主たる事務所が立地する地方公共団体への寄附は対象外とすることを検討。

※2 企業の寄附の趣旨に鑑み、寄附金の全額を税額控除するのではなく、一定部分は企業負担とする。

地方版総合戦略策定のスケジュール



地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果（概要）

1. 地方版総合戦略の策定への接触・関与状況等

- ① 地方版総合戦略の策定に向けて、金融機関の約8割が地方公共団体と接触。この結果、ほぼ全ての地方公共団体との接触が図られた。
- ② 金融機関の約7割が戦略策定に関与（予定含む）。この結果、地方公共団体の約9割が金融機関からの参画を得ながら戦略を策定している（予定含む）。
- ③ 関与内容としては「総合戦略推進組織等に参加」「意見交換・協議に参加」の比率が上昇してきており、金融機関が戦略策定に関与する動きは着実に広がっている。一方で、これに伴う新たな課題も出てきている。
- ④ 金融機関の約5割が個別事業への関与もしくは地方公共団体から関与の打診・要望を受けている。

2. 地方創生推進に向けた態勢整備の状況等

- ① 金融機関の約7割が、専門チームの立ち上げなどの態勢整備を実施。また、金融機関の約3割が、地方公共団体と地方創生の推進に向けた連携協定等を締結。
- ② 金融機関の約6割が、経営戦略等に地方創生関連の項目・施策を設定。また、金融機関の約4割が、業績評価制度の見直しや進捗状況の管理体制の構築を実施。

—— モニタリング対象金融機関は、都銀等（3メガ、3メガ信託、新生、あおぞら、りそな、埼玉りそなの10行）、地方銀行（64行）、第二地方銀行（41行）、信用金庫（267金庫）、信用組合（職域を除く137組合）、政府系金融機関（4行庫）の計523金融機関（回収率は100%）。

—— モニタリング実施時期は、7月下旬から8月上旬。